

各室性能表 凡例

1. 基本事項

(1) 面積の考え方

凡例	内容
A	要望面積を基本とする。
B	事業者提案とし、余裕を持った面積を確保する。
C	事業者提案とし、必要最低限で適切な面積とする。
D	事業者提案とする。
E	その他 ※要望内容を「性能特記」欄に記入

(2) 利用人数

室の定員や最大利用人数

(3) 利用時間帯

凡例	内容
A	24 時間開放
B	授業時間帯（8 時半～16 時半）のみ
C	平日昼間（8 時半～18 時）
D	平日（6 時半～21 時）・休日（7 時～21 時）
E	その他 ※利用時間の詳細を記入

(4) 用途

室の主な用途や、その室に必要な機能

(5) 性能特記

室の具体的な利用の仕方、配慮すべき動線計画、その室に必要な設備、什器の内容・サイズ等の詳細

※事業者が室の使い方をイメージしやすく、ユーザーの要望を的確にとらえた提案をするためにも、本項目は特に具体的に記入してください。また、ユーザーの要望は、性能特記として挙げておかないと、今後整備される施設に反映されませんので、記入漏れのないようご注意ください。

(6) 関連する室

学生や職員、備品、設備等の動線等を考慮して近接・隣接すべき室等

2. 建築

(1) 天井高

凡例	内容
【数値】	大型機器等を配置する等、特別な配慮が必要な室（天井高をメートル単位で記入）
－	上記以外の室

(2) 二重床

凡例	内容	室の例
要	0A フロアの要望がある室	情報処理教室、事務室、会議室、情報機器を使用する室等
－	上記が不要な室	

(3) 内装仕上（床）

凡例	内容	室の例
A	ビニル床シート	普通教室、倉庫、図書室、調理室、事務室、会議室、湯沸室、更衣室、便所、設備機械室、廊下、寮室、食堂、エントランスホール等
B	ビニル床タイル	
C	タイルカーペット (帯電防止)	情報処理教室、事務室、会議室等の 0A フロアとする室等
D	カーペット	図書室、会議室、寮室等
E	木製フローリング	剣道場、トレーニングルーム、図書室、寮室、食堂等
F	畳	柔道場、寮室、宿直室等
G	タイル	廊下、浴場、シャワー室、エントランスホール等 調理室、便所（水を流す清掃を行う場合）
H	石貼り	エントランスホール等
I	ゴム製	トレーニングルーム等
J	塗床	倉庫、設備機械室、車庫、実習室等 調理室（水を流す清掃を行う場合）
K	防塵塗装	倉庫、設備機械室等
L	その他	※要望内容を「性能特記」欄に記入
－	指定なし	

(4) 内装仕上（壁）

凡例	内容	室の例
A	石膏ボード+塗装	普通教室、情報処理教室、倉庫、トレーニングルーム、実習室、事務室、会議室、更衣室、便所、設備機械室、廊下、寮室、食堂等
B	有孔合板+塗装	柔道場、トレーニングルーム、実習室等の吸音性能が必要な室
C	ケイカル板+塗装	便所、調理室等の水がかかったり、湿度が高くなる室
D	タイル	浴場、シャワー室、調理室等
E	パーティション	室の大きさ変更や分割使用を可能とする室
F	コンクリート打放	倉庫、車庫、設備機械室等
G	グラスウール	設備機械室等の騒音対策をする室

凡例	内容	室の例
H	その他	※要望内容を「性能特記」欄に記入
—	指定なし	

(5) 内装仕上 (天井)

凡例	内容	室の例
A	化粧吸音ボード	普通教室、情報処理教室、倉庫、柔道場、トレーニングルーム、実習室、事務室、会議室、更衣室、便所、廊下、寮室等
B	ケイカル板+塗装	便所等の水がかかったり、湿度が高くなる室
C	浴室用天井材	浴場、シャワー室
D	直天井	倉庫、設備機械室等
E	グラスウール	設備機械室等の騒音対策をする室
F	その他	メッシュパネル等 ※要望内容を「性能特記」欄に記入
—	指定なし	

(6) 自然採光

凡例	内容
要	自然採光の要望がある室 ※要望内容を「性能特記」欄に記入
—	その他の室 (関係法令を遵守した採光の確保でよい室)

(7) 暗幕用カーテンレール、スクリーンボックス、白板・黒板

凡例	内容
要	暗幕用カーテンレール、スクリーンボックス、白板・黒板設置の要望がある室 ※要望内容を「性能特記」欄に記入
—	上記の設置が不要な室

(8) 出入口扉

凡例	内容	室の例
A	片開き戸 (W800×H2100 程度)	事務室、普通教室、倉庫、更衣室、設備機械室、寮室、浴場、シャワー室、実習室等
B	親子開き戸 (W1200×H2100 程度)	物の搬入時等のみ開口の幅を広げたい室
C	両開き戸 (W1600×H2100 程度)	大人数の出入り、大きな物の搬入がある室
D	三方枠	便所、湯沸室等の扉を設置しない出入口
E	片引き戸 (W800×H2100 程度)	扉を壁から突出させない出入口
F	片引き戸 (W1200×H2100 程度)	扉を壁から突出させない、大きな幅が必要な出入口
G	引き違い戸 (W1800×H2100 程度)	扉を壁から突出させない、大きな物の搬入や出入りする箇所を左右変更可能とする出入口
H	引き分け戸 (W1800×H2100 程度)	エントランスホール、食堂、剣道場、柔道場、トレーニングルーム等の扉を壁から突出させない、大人数の頻繁な出入りのある出入口
I	自動ドア	エントランスホール、食堂等
J	シャッター	車庫、倉庫等

凡例	内容	室の例
K	その他	※要望内容を「性能特記」欄に記入
—	指定なし	

(9) 施錠方法

凡例	内容	室の例
A	出入口扉を設けず、オープンな入退室が可能	便所、湯沸室等
B	ID カード方式の電気錠（マスターキーでの開錠も可とする。）	貴重品の保管、機密情報の取扱い、セキュリティ上の必要がある室
C	テンキー錠	女子区画等の使用する者が固定されているセキュリティ上の必要がある室
D	一般的な締め金物（建具取付）の鍵方式	事務室、普通教室、実習室、会議室、倉庫、更衣室、設備機械室、食堂
E	その他	※要望内容を「性能特記」欄に記入

(10) 時刻表示（時計）

凡例	内容
要	時計設置の要望がある室 ※要望内容を「性能特記」欄に記入
—	設置が不要な室

(11) 監視カメラ

凡例	内容
要	監視カメラ設置の要望がある室 ※要望内容を「性能特記」欄に記入
—	設置が不要な室

3. 電気設備

(1) 照明性能

凡例	内容	室の例
A	1,500lx	設計・製図室
B	750lx	事務室
C	500lx	会議室、印刷室、守衛室
D	300lx	ホール、設備室
E	200~500lx	書庫、倉庫、食堂
F	200lx	更衣室、廊下、EV ホール、便所、給湯室
G	75lx	車庫
H	その他	※要望内容を「性能特記」欄に記入

(2) 一般コンセント

凡例	内容	室の例
A	8 m ² に1箇所	事務室（0A フロア）

凡例	内容	室の例
B	1 箇所以上	上級室、宿直室
C	25～30 m ² に 1 箇所	会議室、食堂
D	1 箇所以上	給湯室（アース端子付・単独回路）
E	2 スパンに 1 箇所	車庫
F	20mに 1 箇所	廊下、玄関ホール、EV ホール
G	出口に 1 箇所	書庫、倉庫、電気室、機械室
H	その他	※要望内容を「性能特記」欄に記入

(3) 専用コンセント

凡例	内容	室の例
要	専用コンセント設置の要望がある室	エアコン、電子レンジ、冷蔵庫、洗濯機、特殊設備等を設置する室 ※要望内容を「性能特記」欄に記入
—	設置が不要な室	

(4) 発電機電源

凡例	内容
要	発電機回路への接続が必要な室 災害時の機能継続のため、照明やコンセントへの電源供給が必要な室 ※要望内容を「性能特記」欄に記入 ※消防法上必要となるものは別途、業者提案による。
—	設置が不要な室

(5) 電話

凡例	内容
A	一般電話機 ※要望内容や必要数を「性能特記」欄に記入
B	PHS 内線電話機 ※要望内容や必要数を「性能特記」欄に記入
C	多機能電話機 ※要望内容や必要数を「性能特記」欄に記入
—	設置が不要な室

(6) 館内放送

凡例	内容
要	館内放送が必要な室
—	設置が不要な室

(7) テレビ端子

凡例	内容
要	テレビ端子設置の要望がある室 ※要望内容や必要数を「性能特記」欄に記入
—	設置が不要な室

(8) LAN 機器

凡例	内容
要	LAN 機器設置の要望がある室 ※要望内容や必要数を「性能特記」欄に記入
—	設置が不要な室

(9) 映像音響機器

凡例	内容
要	映像音響機器設置の要望がある室 ※要望内容を「性能特記」欄に記入
—	設置が不要な室

4. 機械設備

(1) 空調設備

凡例	内容
要	空調設備に特別な配慮が必要な室 ※要望内容を「性能特記」欄に記入 例) 設備機器の発熱が想定される、温湿度条件が定められている室 等
—	一般的な個別空調でよい室

(2) 換気設備

凡例	内容
要	換気設備に特別な配慮が必要な室 ※要望内容を「性能特記」欄に記入 例) 臭気やガスの発生、火気使用、設備機器の発熱が想定される室 等
—	一般的な単独個別換気でよい室

(3) 生活用給排水設備

凡例	内容	凡例	内容
A	洗面器・手洗器等	E	浴槽、シャワー等
B	洗面化粧台	F	その他 ※要望内容を「性能特記」欄に記入
C	ミニキッチン等	—	設置が不要な室
D	流し台、混合水栓等		

(4) 給湯設備

凡例	内容	室の例
要	給湯設備が必要な室	調理室、浴室、シャワー室、手洗い設置室 ※要望内容を「性能特記」欄に記入
—	一般的な単独個別換気でよい室	

(5) ガス設備

凡例	内容	室の例
要	給湯以外でガス設備が必要な室	調理室 ※要望内容を「性能特記」欄に記入
—	ガス設備が不要な室	

(6) 特殊消火設備

凡例	内容
要	火災時に重要機器等、水損対策を要する物品を設置する等、特殊消火設備が必要な室 ※要望内容を「性能特記」欄に記入
－	その他の室（関係法令を遵守した消火設備の計画でよい室）

5. 耐震安全性

《耐震安全性の目標》

項目	凡例	内容	
活動拠点	A	活動拠点室	大地震動後に災害応急対策活動の拠点となる室
	B	活動支援室	大地震動後の活動拠点室における活動を支援する室で、通信・連絡、水・電気の確保に関する業務を行う必要最小限の室
	C	活動上重要な設備室	災害対策の指揮及び情報伝達のための施設において、情報の中枢となる電算機、活動上必要な設備機器等を設置する室
	D	機能停止が許されない室	大地震動時においても、原則として支障なく通常通りに機能する必要がある室
	E	危険物を貯蔵又は使用する室	官庁施設及び周辺に対し、大地震動後に発生する災害及びそれに引き続いて発生する可能性のある二次災害に対して、安全性を確保する必要がある室
	F	活動空間	「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」における非常時優先業務を行う室
	G	活動支援空間	「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」における非常時優先業務を行うにあたり職員の活動を支援するために必要となる室
	－	対象外	
構造体	I	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	
	II	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	
	III	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	
非構造部材	A	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	
	B	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。	
建築設備	甲	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。	
	乙	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。	

《耐震安全性の分類》

施設の用途	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック機関が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設	I類	A類	甲類
	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	II類		
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	I類	A類	甲類
	上記以外の病院関係施設	II類		
避難所として位置付けられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	II類	A類	甲類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	I類	A類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	II類	A類	
多数の者が利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	II類	B類	乙類
その他	一般官公庁施設（上記以外のすべての官庁施設）	III類	B類	乙類

6. 官庁施設の基本的性能

項目	凡例	内容
耐火	I	特に重要な財産・情報を保管する室
	II	重要な財産・情報を保管する室
	III	危険物を貯蔵又は使用する室、火気を使用する室、設備関係諸室等
	IV	分類I～IIIに該当しない室
初期火災	I	重要な財産・情報を保管する室
	II	分類Iに該当しない室
避難	I	不特定かつ多数の人が利用する施設
	II	分類Iに該当しない施設
耐浸水	I	水害発生時に災害応急対策活動のために機能の維持が必要な室等
	II	分類Iに該当しない室
耐風 (共通)	I	災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵若しくは使用する施設又は重要な財産・情報を保管する施設のうち特に重要なもの
	II	災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵若しくは使用する施設又は重要な財産・情報を保管する施設
	III	分類I及びIIに該当しない施設
耐落雷	I	停止が許されない重要な通信・情報処理装置が設置される施設等
	II	施設自体の保護が必要な施設等

項目	凡例	内容
	Ⅲ	分類Ⅰ及びⅡに該当しない施設
防犯性	A	一般来庁者使用
	B	主に職員又は学生が使用
	C	限られた職員又は学生のみ使用
音環境	Ⅰ	上級室、会議室等のうち特に重要なもの
	Ⅱ	上級室、会議室等
	Ⅲ	事務室等
	－	分類Ⅰ～Ⅲに該当しない施設
光環境	Ⅰ	講演又はプレゼンテーションを行う室等
	Ⅱ	事務作業を行う室等
	Ⅲ	分類Ⅰ及びⅡに該当しない室等
熱環境	Ⅰ	来客等による利用者数の大幅な変化又は不定期な利用が予想される室等
	Ⅱ	事務作業を行う室等
	Ⅲ	熱環境の確保が必要な設備関係諸室、通信・情報機器室、倉庫等
	－	分類Ⅰ～Ⅲに該当しない施設
空気環境	Ⅰ	事務作業を行う室等
	Ⅱ	空気環境の確保が必要な設備関係諸室、通信・情報機器室、倉庫等、又は燃焼ガス若しくは排気ガスの発生する室等
	－	分類Ⅰ及びⅡに該当しない施設
情報化対応性	Ⅰ	重要な又は大容量の通信・情報処理装置を収容する室等
	Ⅱ	1人当たり1台程度の端末機が導入される事務室等
	Ⅲ	分類Ⅰ及びⅡに該当しない事務室等